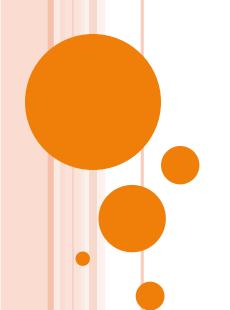
資料5

中野市老人福祉計画・介護保険事業計画

2018年度(平成30年度)~2020年度



概要版

計画の基本的な考え方

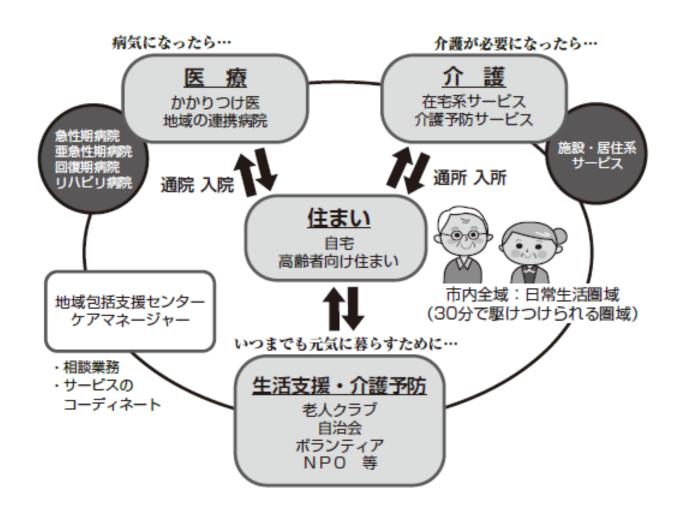
計画の趣旨

この計画は、老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、これまで本市が進めてきた事業の成果や課題、国の動向などを踏まえ、いわゆる団塊世代すべてが75歳となる2025年を見据え、第6期介護保険事業計画に引き続き地域包括ケアシステムの構築に向け、中長期的な視点に立って高齢者の保健福祉に係る政策目標等を定めるものです。

地域包括ケアシステム

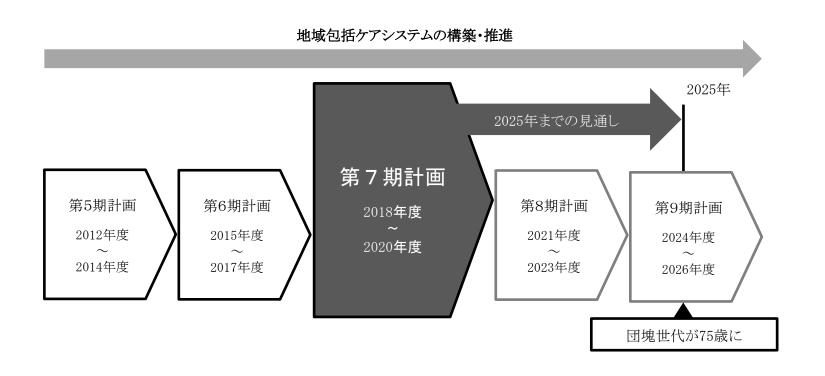
要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域づくりのこと。

地域包括ケアシステムのイメージ



計画の期間

2018年(平成30年)から2020年までの3か年



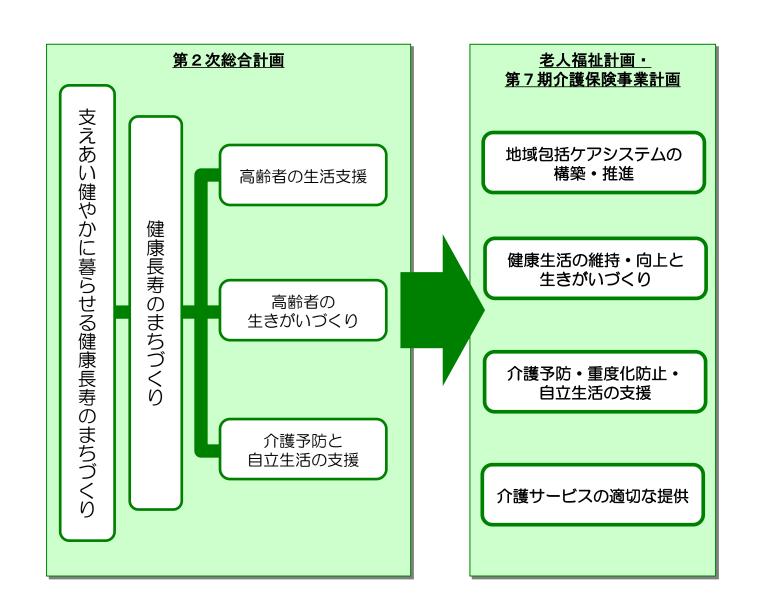
基本理念

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「地域包括ケアシステム」を構築し、深化・推進していくことが重要です。

また、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備する必要があります。

これらを踏まえ、「第2次中野市総合計画」における、健康・福祉分野での基本政策である「支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり」を進めます。

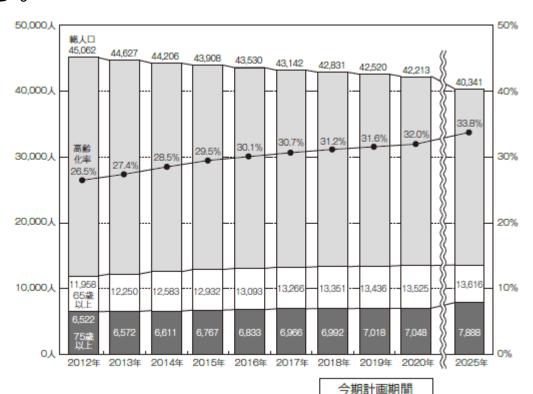
施策の体系



高齢者を取り巻く状況と課題

高齢者人口の推移・推計

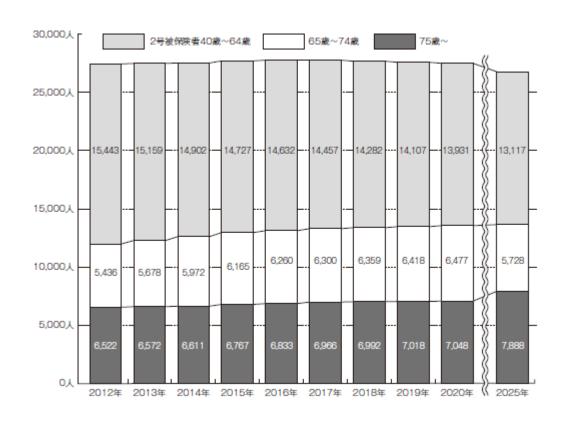
2025年には、高齢化率は33.8%となり、市民の約3人に1人が 高齢者に、また、75歳以上の高齢者が約5人に1人になる見込みと なっています。



被保険者の推移・推計

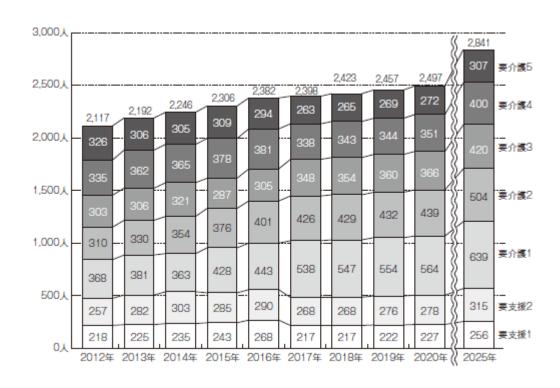
2017年(平成29年)と比較して、2025年には、65歳以上の第1号被保険者数は、2.6%増加し、75歳以上の高齢者だけをみると13.2%の増加が見込まれています。

これに対し、40歳以上65歳未満の第2号被保険者数は、 10.2%減少することが見込まれます。



要介護(支援)認定者の推移・推計

要介護(支援)認定者数は、2017年(平成29年)から2025年にかけて、18.5%の増加が見込まれます。



地域包括ケアシステムの構築・推進

在宅医療・介護連携の推進

【本計画で実施する主な施策】

● 介護保険サービス事業所等のマップ作成

新規 ● 在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営

新規 ● 講演会の開催やパンフレット等を活用した普及啓発

認知症施策の推進

【本計画で実施する主な施策】

新規 ● 「認知症初期集中支援チーム」の設置

新規 ● 「認知症地域支援推進員」の活動推進

● 「認知症サポーター」養成講座等の開催

新規 ● 「認知症カフェ」の設置支援

新規 ● 家族介護者教室の開催

生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

【本計画で実施する主な施策】

- 生活支援等サービスのニーズ及び地域資源の調査・研究
- 新規 高齢者地域サロンの開催
- 新規 高齢者に関わる事業所等の方々による協議体に対する支援
- 新規 生活支援コーディネーターの活動推進
- 新規 ボランティア等の担い手養成研修等の実施

地域ケア会議の推進

【本計画で実施する主な施策】

● 「保健・医療・福祉事例検討会」「地域ケア個別会議」の 開催

高齢者の居住安定に係る施策との連携

【本計画で実施する主な施策】

- 介護保険による住宅改修や要介護認定を受けた低所得者向けの 住宅改良促進事業の実施
- 養護老人ホームへの入所措置

健康生活の維持・向上と生きがいづくり

健康づくりの推進

【本計画で実施する主な施策】

● 各種健診(検診)事業、糖尿病性腎症重症化予防プログラム、 歩く健康づくり事業等の実施

生きがいづくり・社会参加の推進

【本計画で実施する主な施策】

- 中野広域シルバー人材センター運営補助
- 老人クラブ活動助成事業の実施
- シルバー乗車券・温泉利用助成券給付事業の実施
- 高齢者祝賀事業の実施

介護予防・重度化防止・自立生活の支援

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

【本計画で実施する主な施策】

- 介護予防・生活支援サービスの提供
- 介護予防普及啓発事業の実施
- 地域リハビリテーション活動支援事業の実施

新規 ● 介護支援ボランティアポント事業の実施

地域包括支援センターの運営

【本計画で実施する主な施策】

- 介護予防支援
- 総合相談支援
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施

新規

地域包括支援センターの機能強化

家族介護者への支援

【本計画で実施する主な施策】

- 高齢者見守り・徘徊SOSネットワーク事業の実施
- 介護用品給付事業の実施
- 家族介護者交流事業の実施

その他の支援

【本計画で実施する主な施策】

- 訪問理容・美容料助成事業の実施
- 日常生活用具給付・貸与事業の実施
- 要介護高齢者通院費等助成事業の実施
- 高齢者世帯通院費等助成事業の実施
- 介護サービス利用奨励給付金支給事業の実施
- 配食サービス事業の実施

介護サービスの適切な提供

介護予防サービスの確保と提供

【本計画で実施する主な施策】

● 介護予防サービスの提供 計画期間内のサービス供給量は、利用者のサービス需要に対して、 100%供給することを目標とします。

居宅介護サービスの確保と提供

【本計画で実施する主な施策】

● 居宅介護サービスの提供 計画期間内のサービス供給量は、利用者のサービス需要に対して、 100%供給することを目標とします。

地域密着型(介護予防)サービスの確保と提供

【本計画で実施する主な施策】

● 地域密着型(介護予防)サービスの提供

新規

● 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」1事業所、「小規模多機能型居宅介護」1事業所の整備

高齢者が中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続するためには、24時間365日いつでも訪問サービスが受けられる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や訪問・通所・宿泊のサービスが一体的に提供できる「小規模多機能型居宅介護」などの普及が重要とされています。

施設サービスの確保と提供

【本計画で実施する主な施策】

- 施設サービスの提供
- 介護老人福祉施設の整備

待機者数及び今後の需要等を考慮し、北信広域連合において計画期間中に、短期入所からの転床(4床増床)と老人ホーム千曲荘の整備(30床増床)を行う予定であるため、その影響を見込んでいます。

新規 ● 介護医療院の創設

介護医療院は、長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設であり、第7次長野県保健医療計画と整合性を図るため、療養病床からの転換分を見込んでいます。

利用者に対する負担軽減

低所得者に対する負担軽減

- 特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給
- 社会福祉法人等による利用者負担軽減
- 介護サービス利用奨励給付金の支給
 今後の介護保険財政への影響を考慮し、支給対象者及び支給額について順次見直しを行います。

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3~5 |
|--------------------|---------|---------|----------|
| 2017年度 (平成29年度) | 70,000円 | 80,000円 | 120,000円 |
| 2018年度 (平成30年度) | 50,000円 | 50,000円 | 100,000円 |
| 2019年度~ | | | 100,000円 |

財源構成

| 区分 | | 公費 | | | | 被保険者 (保険料) | |
|------------|-----------|-------|-----------|-------|-------|------------|-------|
| | | 围 | 調整 交付金 | 県 | 市 | 第1号 | 第2号 |
| 保険給付 | 居宅 | 20.0% | 5.0% | 12.5% | 12.5% | 23.0% | 27.0% |
| | 施設等 | 15.0% | | 17.5% | | | |
| 地域支援 事業 | 総合 | 25.0% | | 12.5% | | | |
| | 包括• 任意 | 39.0% | _ | 19.5% | 19.5% | | _ |

第1号被保険者の介護保険料

介護保険料

基準額は、年額 68,580円 を見込んでおり、それぞれの負担段階に応じた割合を乗じることで年間の保険料額が算出されます。月額に換算すると月額 5,715円 を見込んでいます。

低所得者に対する保険料軽減

介護費用の増加と保険料負担水準上昇が避けられない中で、低所得者も 保険料を負担し続けることを可能にするため、公費を一定の割合で補填し 低所得者に対し保険料の軽減を図ります。

| 所得段階 | 軽減前の負担割合 | 軽減後の負担割合 | | |
|------|----------|----------|--|--|
| 第1段階 | 基準額×0.50 | 基準額×0.45 | | |